特定非営利活動法人　なかまと　定款

第１章　総則

（名　称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人　なかまと　という。ただし、通称をＮＰＯ法人　ＮＡＫＡＭＡＴＯとする。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を長野県大町市に置く。
（目　的）
第３条　この法人は、障がい者、高齢者が地域で自立生活できる社会の実現を図るための支援を行う事業の他、障がい者、高齢者が暮らしやすい社会を作るための事業を行い、障がいの有無や年齢、性別を問わず平等な社会の実現に寄与することを目的とする。
（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
（１）　社会教育の推進を図る活動
（２）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（３）　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（４）　まちづくりの推進を図る活動
（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）　特定非営利活動に係る事業
① 社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
② 障がい者の日中活動、就労、自立支援の相談･支援に関する事業
③ 障がい者・高齢者の介護に関する事業
④ 障がい者・高齢者の福祉に関する啓発、広報事業
⑤ 障がい者・高齢者にやさしいまちづくりに関する事業
⑥ 日中活動における生産物、工作品および菓子等の製造販売に関する事業
⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
（２）その他の事業
①　物品販売製造業
ア、介護福祉用品等の販売および相談等
イ、バザーによる販売
ウ、農産物等の栽培、販売
②　請負業、受託業
ア、公共施設等の清掃
２　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第２章　会員

（種　別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とい

う。）上の社員とする。

（1） 正会員　この法人の目的に賛同して入会する個人および団体

（2） 賛助会員　この法人の目的に賛同して、資金協力を行う個人および団体

（入　会）

第７条　会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

２　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、第１項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1） 退会届の提出をしたとき。

（2） 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

（3） 除名されたとき。

（退　会）

第９条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第１０条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1） この定款等に違反したとき。

（2） この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１１条　既に納入した拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

（種別および定数）

第１２条　この法人に、次の役員を置く。

（1） 理事　３人

（2） 監事　１人

２　理事のうち１人を理事長とする。

３　理事のうち１人を副理事長とする。

（選任等）

第１３条　理事および監事は、総会において選任する。

２　理事長は、理事の互選とする。

３　副理事長は、理事の互選とする。

４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

５　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

６　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）

第１４条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１５条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１６条　理事または監事のうち、その定数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第１７条　役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に該当役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種　別）

第１９条　この法人の会議は、総会および理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成）

第２０条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２１条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散および合併

（３）　事業計画および活動予算ならびにその変更

（４）　事業報告および活動決算

（５）　役員の選任または解任、職務および報酬

（６）　入会金および会費の額

（７） 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４７条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
（８） 事務局の組織および運営
（９） その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２２条　通常総会は毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２） 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３） 第１４条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第２３条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号および第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２４条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２５条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することはできない。

（総会の議決）

第２６条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第２７条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前々条、前条第２項、次条第１項第２号および第４８条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２８条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１） 日時および場所
（２） 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３） 審議事項
（４） 議事の経過の概要および議決の結果
（５） 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印または署名しなければならない。

（理事会の構成）

第２９条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３０条　理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。
（１） 総会に付議すべき事項

（２） 総会の議決した事項の執行に関する事項
（３） その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３１条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１） 理事長が必要と認めたとき。
（２） 理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
（３） 第１４条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３２条 理事会は、理事長が招集する。
２ 理事長は、前条第２号および第３号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。
３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３３条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３４条 理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第３５条 各理事の表決権は、平等なものとする。
２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３ 前項の規定により表決した理事は、前条第２項および次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３６条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１） 日時および場所
（２） 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３） 審議事項
（４） 議事の経過の概要および議決の結果
（５） 議事録署名人の選任に関する事項
２ 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第３７条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１） 設立当初の財産目録に記載された資産
（２） 寄付金品
（３） 財産から生じる収益

（４） 事業に伴う収益
（５） その他の収益

（資産の区分）
第３８条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第３９条 この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第６章 会 計

（会計の原則）
第４０条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第４１条 この法人の会計は、次のとおり区分する。
（１） 特定非営利活動に係る事業に関する会計
（２） その他の事業に関する会計

（事業年度）
第４２条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画および予算）
第４３条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

（予備費）
第４４条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２ 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加および更正）
第４５条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告および決算）
第４６条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２ 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第４７条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散および合併

（定款の変更）
第４８条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第４９条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１） 総会の決議

（２） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３） 正会員の欠亡
（４） 合併
（５） 破産手続き開始の決定
（６） 所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選択）

第５０条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第５１条　この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうち、総会において選定したものに譲渡するものとする。

（合併）

第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５３条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第５４条　この法人にこの法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５５条　事務局長および職員の任免は、理事会が行う。

（組織および運営）

第５６条　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第１０章　雑　則

（細則）

第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の成立当初の役員は、別表のとおりにする。
３　この法人の成立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１６年5月３１日までとする。
４　この法人の成立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１６年3月３１日までとする。
５　この法人の成立当初の事業計画および収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
６　この法人の設立当初の入会金および会費は、第８条の規定にかかわらず、これを徴収しない。
７　平成１９年3月２７日、第５条変更。
８　平成１９年１２月１日、第２条変更。
9　平成２４年１１月６日　第４、５、９、１１、１３、１８、２２、２４、２７、３２、３８、４１、４４、４５、４７、４９条、附則変更
10 平成３０年6月２３日　第５４条、附則変更
11 令和6年5月９日　第3、５、７条以下変更
12 令和7年　月　日　第2、４、５、８、１４、１５、２２、２７、３１、３５、４１、４６、４９、５３条変更

別　表　設立当初の役員

役 職 名	氏　　名
理 事 長	戸　沢　照　子
理　事	井　澤　　泉
同	倉　科　蒼生夫
同	相　馬　正　雄
同	樋　井　博　子
同	戸　沢　正　章
同	福　田　多喜江
同	栗　林　理　恵
同	佐　藤　節　子
監　事	野　間　寿　一
同	高　橋　さき子